

市民自らの政策を持とう

第27回個人演説会 記録

日 時 2015年10月25日(日) 13:30-17:00
場 所 岩国市福社会館 3階 第3会議室
参加者 6名

いかにして平和を守るか —安全保障関連法の対案—

井原勝介（「市民政党草の根」代表）

安全保障関連法案が成立して、今でも反対運動が続いていますが、この会として、それに代わる対案は何だろうか。ただ反対するだけではなく、どういう安全保障の政策を持つべきなのか、ちょうど今、情勢に合わせたテーマとしていいのではないかと。ということで、今回は「安全保障関連法の対案」、いかにして平和を守るかということをやテーマとして、少し考えてみました。

憲法9条を守る、或いは日米安全保障条約を廃棄して米軍を縮小する、撤退させる、と言えれば簡単なんですけど、現実の状況をしっかり踏まえて、一度にそこまで言うことは難しいと思いますので、段階的にどう進めていけばいいのかということ、そういう現実的な政策も含めて考えて見たつもりです。

でも将来に向けた大きな目標を定めて、それに反対の方向にゆくのではなくて、少しずつその方向に向かって目標を見失わないで進んでいくべきではないか。手段はやっぱり段階的に漸進的にやっていくべきではないか、という発想で書いてあります。

ただ、非常に難しい問題ばかりで、特に日米安保条約についてどのように対応していくかということになると、課題が沢山ありますので、ぜひ皆さんのご意見も聞かせていただけて、まとめていきたいと思っていますので、どうかよろしく願いします。

それではいつものように資料が出ていますので、ご覧いただきながらざっと説明していきたいと思っています。資料3ページとあと安保条約と地位協定の主なところを抜粋してきましたので、ご覧いただきながら聞いてください。

最初に前置きとして、今の安全保障関連法は、軍事力で抑止力を高め、アメリカと共に日本の平和を守るという方向性だと思いますが、平和は武力では守れない、やはり信頼関係があってこそ平和が創造できる、と思います。抑止力を高めるために軍事力を強化すれば、当然軍拡競争になり、逆に緊張が高まって、ついには紛争衝突に至るというのは、もう歴史が証明していることだと思います。従ってその地域の平和を守るための最善の方策は、近隣諸国との信頼関係を高め、紛争の原因をなくすることであると思います。

あわせて各国の軍事に関する透明性を高めて、その規模能力の現状維持、段階的縮小を進める、ということが必要だと思います。目先のことを考えるあまり、軍事力に偏重するのではなくて、恒久的な平和を目指すという大きな方針の下で、長期的段階的に地域の安全度を高めてゆく必要があると思います。

そうした基本的な考え方に沿って、相互交流の促進などを通じて、東アジア諸国間の信頼関係を高めて、将来的な共同体の設立に向けて着実に歩を進める。そして日本の軍事能力については、駐留米軍も含めて、当面現状維持をしながら、長期的には段階的縮小を図る。前段の相互交流信頼関係を高める方策の進展度合いを見ながら、国民的な合意を得て、長期的な軍事力の削減を図っていく、ということだと思えます。両方兼ね合い、両方を見ながらやっていかなければならないと思えます。以下、そのための方策を具体的に提言してみたいと思えます。

地域共同体や安保条約、地位協定なども、以前ここで議論したことでありますから、そういうことも参考にまとめています。まず、「地域共同体の創設に向けて」ということですが、これは私は最終的な目標だと思っています。EUのような形の東アジア共同体創設を目指すということを明確に掲げるべきだと思えます。現実にはまだ難しいのですが、将来の目標としてはこれだと思えます。最初はヨーロッパのようにあまり広げてはいけないので、朝鮮半島と中国と日本だと思えます。勿論北朝鮮と台湾を含めた朝鮮半島、中国、日本で十分だと思えます。具体的な方策としては、北朝鮮と台湾がまだそういう政治情勢ではありませんので、中国と韓国と日本3か国で、地域の課題を定期的に協議する、ゆるい形の協議機関を設けるということから始めるべきではないかと思えます。

主な協議事項としては、貿易、投資などの経済問題から、文化スポーツなどを通じた大規模な相互交流の促進。このあたりの手段は、やっぱり段階的に漸進的にやっていくべきではないかという発想で書いてあります。ただ、非常に難しい問題ばかりで、特に日米安保条約についてどのように対応していくかということになると課題が沢山あると思えますので、ぜひ皆さんのご意見も聞かせていただけてまとめていきたいと思えますのでよろしくお願ひします。それでは、いつものように資料をご覧いただきながら一通り説明していきたいと思えます。資料3ページと、参考に安保条約と地位協定の主な部分を抜粋してきました。

最初に前置きとして、今の安全保障関連法は、軍事力で抑止力を高め、アメリカと共に日本の平和を守るという方向性だと思えますが、武力では平和は守れない。やはり信頼関係があってこそ平和が創造できると思えます。抑止力を高めるために軍事力を強化すれば当然軍拡競争になり、逆に緊張が高まってついには紛争衝突に至るといふのは歴史が証明していることだと思えます。

従ってその地域の平和を守るための最善の方策は近隣諸国との信頼関係を高め、紛争の原因をなくすことであると思えます。あわせて各国の軍事に関する透明性を高めその規模能力の現状維持、段階的縮小を進めることが必要だと思えます。目先のことを考えるあまり、軍事力に偏重するのではなくて恒久的な平和を目指すという大きな方針の下で長期的段階的に地域の安全度を高めてゆく必要があると思えます。このあたりは積極的にどんどんやっていけばいい。その他、三国の間で懸案になっている、尖閣列島や竹島などの領土問題も勿論避けては通れませんので、きちんと協議して解決していかなければいけないと思えます。

それから、当面は難しいかもしれませんが、北朝鮮、台湾問題も当然、地域の共同体を創設するという意味では、除外して考えるべきではありません。北朝鮮問題は、今のような5か国が脅しをかけて、核兵器を廃絶しろ、拉致を解決しろと、制裁を匂わせながら、あるいはいつでも叩き潰すぞという姿勢でやっている限りでは、頑なになるばかりで、北朝鮮の姿勢は変わらないと私は思えます。問題のある政権体制ですが、あくまで主権国家でありますから、そういう政治体制が変わっていくことも期待

しながら、現在の主権国家と正面から向き合っ、東アジアの仲間に入れていくという融和政策をとりながら、安心感を与えて話し合っていくべきです。その方が核や拉致問題を解決する近道であろうと思います。これは日本だけでできる事ではありませんが、北朝鮮問題も解決しながら、将来の共同体に向けていかなければいけない。

台湾問題はもっと複雑で、中国との関係がありますので、今協議する段階にはありませんが、中国と台湾の関係がこれからどうなっていくかという事を見ながら、長期的に考えていく必要があると思います。いずれにしても中国、朝鮮半島、日本の三つの国で共同体を作るという方向を目指すべきだと思います

そのための大前提として、歴史認識の問題に決着をつける必要があります。このままでは十分な話し合いもできないという状況にあります。まず、日本の侵略により朝鮮半島、中国に大きな被害を与えたことを明確に認めて、きちんと謝罪する。そうすれば、後で蒸し返されることはないと思います。そこが整理できないままにきていることが未来に向かって動き出せない大きな原因です。その上で、いろんな議論があるようですから、専門家による調査委員会を設けて、個々の問題の検証を行って、相互に共通認識を持つ。従軍慰安婦や南京事件などの具体的な課題については、専門家による客観的な検証を経て、相互の共通認識を持ち、歴史的な事実として処理してゆく。そして未来に向かっていくという事をしなければいけないと思います。

共同体の創設はまだまだ長期的な課題なので、いろんな懸案事項から逃げないで三国の間で協議して、少しずつ解決していくという所から始めるしかない。第一歩を踏み出すことだと思います。朝鮮半島や中国も、政治体制が変わっていくだろうと思いますので、そういう事も睨みながら、長期的に考えていく。粘り強く考えていく必要があると思います

続いて、そうした近隣諸国との信頼関係を高めて、地域の安全度を高めていきながら、併せて、その進展状況に応じて地域の軍事能力の削減を行っていくことが不可欠であろうと思います。そういう意味で2ページ目以降は、駐留米軍も含めて、日本の軍事能力の段階的な削減をどうしてゆくかということを考えています。

先ず段階的な削減をしていくために、当面は在日米軍の存在を前提としても、日本として必要な軍事能力の規模はどの程度であろうか考えてみました。勿論、日本の軍事力という意味では、憲法9条の平和主義、専守防衛が大前提になると思います。

本来は日本を守ることを目的とすればいいわけですが、現実には駐留米軍もいますので、守備範囲を東アジアに限定する。安保条約第6条2に、「日本の安全と極東の平和」のためにアメリカ軍は駐留すると書いてありますから、当面守備範囲を東アジアに限定し、南シナ海から中東方面は日本の軍事力の対象としないことを明確にすべきだと思います。

勿論自衛隊は専守防衛の枠内にとどめるために現状維持し、それ以上の能力拡大を図らない。以上が軍事能力の範囲と規模であり、これを前提にして、現在の安保条約や地位協定をどのように変えていけばいいのでしょうか。在日米軍と自衛隊の段階的な削減を考える大義名分については、保持すべき軍事力の規模、能力は、日本を取り巻く危険に対応するために必要な範囲に留める。今あるように日本の基地を使って、アジアと太平洋だけではなくて、インド、中東方面まで沖縄や岩国の基地がカバーするというアメリカ軍の体制ですが、そこは限度を設けなければいけないと思います。

そして、信頼関係を高める方策を講じながら、東アジア地域の危険の度合いが低下していけば、それに応じて軍事能力も削減する。勿論、在日米軍もそれに応じて削減していくことが必要だろうと思います。在日米軍がとんでもない兵力を持って、抑止

力として存在する限りは、中国、韓国、朝鮮半島と日本が協議して共同体を形成をしていくことは難しいのではないか。それぞれの国が軍事力を削減するところまでは絶対に行かないと思いますから。危険の度合いが低下すれば、それに応じて在日米軍も削減していかなければ、最終的な目標には到達しない。

そして、在日米軍については、その適正規模について、今までの観点から見直しを行いながら、地域共同体の創設に伴いゼロを目指していくことになろうと思います。それから、自衛隊については、すでに専守防衛の範囲を超えた装備や体制があるように思われますが、当面現状の軍事能力を維持することを前提でまとめています。

これも将来的には、近隣諸国との信頼関係の進展に応じて、一定規模までは段階的に削減していく。最終的にゼロを目指すというのではなくて、専守防衛、自国を守るための、憲法に言われている必要最小限度の実力程度まで削減して、そこで一応置いておく。自衛隊は、一定程度の実力は保持し、一方、在日米軍は最終的にはゼロを目指すということです。

東アジア共同体の創設ということに向けて具体的な話が進展し始めても、日本も朝鮮半島も中国も、最低限の軍事能力は自国を守るための実力として保持しながら、最終的な共同体に向けて進んでいくという考え方に立っています。

そして、以上申し上げたこと、特に在日米軍を減らしていくということになると、これはそう簡単なことではありません。保持すべき軍事能力の程度はアメリカが判断して、日本は口出しできない状態になっていますから、それではこうした構想は一切進みません。日本の安全を守ることが大きな目的ですから、米軍も含めてどの程度の軍事能力を持つべきか、日本が主体的に判断して、必要であれば駐留を許すということにすべきであると思います。

今のような、日本が口出しができない、アメリカが自由に配置し運用しているという状態では、軍事力の削減はできませんので、少なくとも、日本に駐留する米軍の規模や能力については、日米対等の立場で協議し決定すべき事項である、そういう方に持って行かない限り一歩も進まないということになります。そこが大事なところだと思います。

最後に具体的な方策として、憲法や安保条約、地位協定などをどうしていけばいいのか、少し踏み込んで書いてあります。まず、日本が主体的に判断するということで、「外交の自立」がどうしても必要です。主権国家として自立した主体的な外交を確立し、従属的關係から脱し、対等な日米関係を作るという事、これが大前提になると思います。その上で、武力ではなく信頼関係で平和を作っていくという考え方ですから、安全保障関連法を速やかに廃止することは当然であります。

次に憲法9条の改正とあります。改正というところとすごく抵抗があるかもしれませんが、今回のような動きを見ていると、憲法9条をそのまま置いていたら、適当な解釈をされて事実上破壊されてしまう、憲法が変わってしまう恐れがありますので、憲法9条を改正して、集団的自衛権の行使は憲法上認めないということを明確に書くべきだと思っています。個別自衛権と、それを行使する自衛隊の存在も明記した上で、集団的自衛権は認めない、専守防衛に徹するのだと明確に書くべきだと思っています。

それから、安保条約、地位協定を見直していかない限りは、軍事力の削減はできません。勿論安保条約の中には第10条に10年間存続したら、あとは一方的な通告をすれば1年間で終了するという規定があるので、政治的な決断をして通告すれば終わるのですが、その政治的決断ができるかどうか、国民の安心感も含めて、定かではありませんので、私はやはり安保条約、地位協定を変えながら、段階的にやっていくという道

を探る必要もあるのではないかと考えています。ここは非常に難しく、そんな協議が本当に成立するかどうかわかりませんし、やはり安保条約を破棄するかどうかという議論になっていくかもしれませんが、とりあえずは安保条約の考え方を変えていくという中で、軍事力の削減を目指していくべきだと思います。

安保条約、地位協定の話ですが、この会でも何回か議論になったことがあります。安保条約にはほとんど何も書いてありません。細かいことはすべて日米地位協定に書いてありまして、一体のものと考えてかなければなりません。地位協定の主なものを少し抜粋しておきました。安保条約の基本的な考え方は、3 ページ目の一番上に書いてあります。孫崎さんがここに来て戦後史の正体で話されましたし、前泊さんの『日米地位協定入門』にも書いてありますが、対等な条約関係ではなくて、アメリカが望む数の兵力を、望む場所に、望む期間だけ駐留する権利を確保するというのが安保条約、地位協定の本質です。日本がお願いして必要なだけ駐留してもらって、日本を守ってもらってるのではなく、アメリカの戦略の都合で自由に軍事力を日本で展開することができる、運用することができる。そのアジア極東地域、或いは世界戦略で日本の基地を使うことができる。そういう権利がそのまま安保条約地位協定の中に確保されているということが、すべての根本的な原因なのです。

基地は削減されない。被害があっても救済されない。むしろ拡大されていってしまう。日本の政府はそれに対して何も言えないという状況。我々はいやというほど見てきているわけです。その本質はここにあると思います。前泊さんの著書にも書いてありますが、戦争が終わって占領軍として駐留した。ほとんどアメリカ軍が駐留したわけですが、その時は勿論占領軍ですから、日本の国土を自由に使っていたわけです。そのまま平和条約が発効して安保条約という形になりましたが、占領軍として自由に活動できる権利を安保条約で形を変えて維持してしまっただけということが、今の問題のすべてに繋がっているのです。これが一番難しいところですが、ここをいかに変えていくかということが、日本が主体的に軍事力を考えて段階的に削減していく上で、一番ネックになっているのだと思います。

そこで少し条文に即して考えてみますと、安保条約第6条に、そのことが書いてあります。地位協定と安保条約の資料は、条文そのものではありません。少しわかりやすくまとめてあります。第6条には次のように書かれています。「日本の安全に寄与し、並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカは、その陸軍、空軍、海軍が日本において基地を使用することを許される」そしてその基地の使用や軍隊の地位は、行政協定及びその後の地位協定によって記述されると書いてあって、アメリカの軍隊と軍人たちの地位が決められているのが地位協定。ほとんどそこに委ねられています。

それから、地位協定の第2条に「合衆国は安保条約第6条にもとづき、日本国内の基地の使用を許される」と書かれています。大した規定ではないように見えるのですが。これでは、何も限定されておらず、アメリカは日本国内どこでも基地を提供するように求めることができる。日本を守るために、或いは極東の平和を守るために、アメリカが必要だと判断すればどこでも基地の提供を求める権利がここに書いてあって、事実上日本は拒否することができない。そういう規定になっているということ、これがすべての根源になっている。ここを何とかしなければいけないと思います。そこでどうするかということですが、安保条約の資料の下に書いてありますが、前泊さんの本を見るとどこもこんないい加減な抽象的なことは書いてない。ヨーロッパにあるアメリカの基地、フィリピンの基地など、通常は双方が協議して合意の上で、具体

的な基地の場所と名称は地位協定に書くのが普通のやり方のように思われます。それをできるようにしておかないといけないと思う。どこでも利用できる、拒否できないというのでは、何も言えないことになってしまうので、あくまで日本も必要性を判断した上で、双方が協議して、日本の意向を入れた上で具体的に提供する基地を決める、規模を決めるという事をきちんとやるのが最低限必要になると思いますので、安保条約第6条にはそういう趣旨の規定を入れるべきである。今のような書き方ではなく、詳細は地位協定で定めるということにして、例えば地位協定の中で、岩国基地や三沢基地など、具体的な基地を特定すべきであると思います。

第6条を変えるということは安保条約そのものを根本から変えるということになりますから、その議論を進めて行ったら、安保条約ではなくて相互協力条約のようなものを代わって締結するという方向になっていくのではないかと思います。本当にそんなことができるのかと思われるかもしれませんが、国民の意思を受けて、政治がしっかりした立場を保持して、ぶれのない強固な意思によってアメリカと交渉していけば、できないことはありません。占領されているのとほとんど変わらないことになっていますから、今までは仕方がなかったにしても、こんな従属的な関係をこれからまた50年、100年と続けていくのかという事になれば、やっぱりどこかでけりをつけて、真の独立をしていかなければいけない。これはもう自明の理でありますから、まだまだ国民意識がそこまで高まっていないかもしれませんが、いずれそういう意識が高まってくるし近隣諸国との平和安全関係、信頼関係が確立されていけば、本当にこんな基地はいらないのではないのかという意見も増えてくると思います。

地位協定にはいろんな問題がありますが、もう1つあげれば、第17条にある刑事裁判権です。大まかに言うと、アメリカ軍の公務執行中の罪については、米軍が第1次の裁判権を有する。その他の罪については日本側が第1の裁判権を有する。公務執行中以外のプライベートの罪については日本が裁判することになっています。原則通りに運用されておらず、その次に変な規定がある。

裁判権を有する国は他方の国から権利の放棄について要請があった場合には、その要請に好意的考慮を払わなければならないという、おかしい規定がある。つまり、日本が裁判権を有していても、アメリカから言われたら裁判権を放棄するということが書いてある。事実上ほとんど放棄されていて、日本は裁判権を行使することはほとんどありません。この1項と2項に日本と米軍が別個に裁判権を有するとありますが、第2項がほとんど機能していないところが大きな問題です。少なくとも地位協定第2項に書いてあることがきちんと適用される、第3項は廃止されて。第2項がきちんと機能するようにしていかなければいけないと思います。第4項は、裁判権が日本にあるとしても、日本の控訴が提起されるまでの間は米軍が管理する、拘束をするという部分。これも何かおかしい規定ですから、日本が控訴を提起するのであれば、日本が調べて提起しなければいけないと思います。これも大きな問題だろうと思います。

それから24条に、経費の分担というのがあって、「在日米軍のすべての経費は、基地などの提供を除いて」、提供というのは第6条に基地を提供することになっていますから、基地の提供を除いては「日本に負担をかけないでアメリカが負担する」と書いてある。だから思いやり予算で、光熱水費や人件費を支給したり、或いは基地の中の工事をしたりとか、そういうことはしないと書いてあるわけです。「基地などの提供を除いて、日本に負担をかけないでアメリカが負担する」という地位協定の原則に則り、「思いやり予算」は廃止していくことが必要であると思います。地位協定にきちんと書いてあるのにやっていないという考えられない事態になっています。

それから、第 18 条の請求権。先日爆音訴訟の判決もありましたが、正確に理解できてないところもあります。民事裁判権という第 18 条の規定がある。「公務中の米軍の行為により第三者に損害を与えた場合には、損害賠償額の 25%を日本が、75%をアメリカ負担する」と書いてありますが、

津田 菅官房長官も、集会ででしたか、アメリカに請求するんだというので、討論に発展した。

公務中の米軍の行為については 25%日本が負担して、75%をアメリカが負担すると書いてあって、請求できるはずなんです。請求するかどうかは別の問題ですが。

あと少し気になるのは、航空法の適用除外などです。日本の法律の適用除外がされています。適用除外ということが明確に書いてあればいいのですが、ほとんどの場合は何も書かかれておらず、事実上日本の法律はほとんど適用されていない。そこはやっぱり曖昧で、地位協定を見ても、あまりその取り決めがなされていないような気がします。そうではなく、原則、日本の法令は適用することにしなければいけないと思います。適用除外を認めるのだったら、法律の中できちんと認める必要がある。何も法律で書いてないのに日本の法律が適用されないようなことでは、それこそ法治国家とはいえないのではないかと思います。

以上、簡単にいいましたが、日本が主体的に米軍に関与して、将来的にはその兵力をアメリカと協議しながら減らしていくことができれば、それは大きな進歩だという事ができます。日本が主体的に考えるということになれば、当然基地から生ずる被害や負担の重さなど、いろいろ考える中で最低限の米軍基地にしようという発想になるわけです。今のような大きな問題も、国民の立場に立って解決することが少しずつできていくようになりますから、非常に大切なことだと思いますが、安保条約の根幹に触れる部分ですから、アメリカがなかなか手放さない。大変な仕事になるでしょうが、そこはやはり政治的に強固な意思を持って、いかにやり遂げるかということになります。でもそこに踏み込まない限り、基地から生ずるすべての問題を解決することはできないし、日本の平和を維持することもできなくなっていくのではないかと思います。

参考資料

安保条約（1960年改訂）抜粋

第 5 条 両国は、日本の領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するよう行動する。

第 6 条 日本の安全に寄与し、並びに極東の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカは、その陸軍、空軍、海軍が日本において基地を使用することを許される。基地の使用並びに日本における合衆国軍隊の地位は、1952年に署名された行政協定に代わる別個の協定（地位協定）により規律される。

第 10 条 この条約が 10 年間効力を存続した後は、いずれか一方から他方に対しこの条約を終了させる意思を通告することができる。その場合には、この条約は、通告が行われた後 1 年で終了する。

日米地位協定（1960年）

（日米安保条約第 6 条にもとづく基地ならびに日本国にける合衆国軍隊の地位に関する協定）

第 2 条（基地の提供と返還） 合衆国は、安保条約第 6 条にもとづき、日本国内の基地の使用を許される。（米軍は、日本国内のどこでも基地を提供するよう求める権利があり、事実上、日本は拒否することはできない）

第 3 条（基地内の合衆国の管理権） 合衆国は、基地内において、それらの設定、運営、警護および管理のため必要なすべての措置を取ることができる。（米軍の排他的管理権を認めたものであり、日本の国内法は適用されない）

第 5 条（移動の自由） 合衆国の船舶および航空機、車両は、基地の間を移動し、基地と日本の港や飛行場との間を移動することができる。（米軍の日本国内における「移動の権利」についての取り決めである）

第 6 条（航空・通信体系の協調） すべての非軍用および軍用の航空交通管理および通信の体系は、緊密に協調して発達を図るものとし、かつ、集団安全保障の利益を達成するため必要な程度に整合するものとする。（米軍の管理権についての取り決め、横田ラブコンなど、巨大な空域の航空管制が米軍に委ねられている）

第 17 条（刑事裁判権） ・公務執行中の罪については、米軍が第一次の裁判権を有する。

- ・その他の罪については、日本が第一次の裁判権を有する。
- ・第 1 次裁判権を有する国は、他方の国からその権利の放棄について要請があった場合には、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- ・被疑者の拘禁は、身柄が米軍にあるときは、日本により公訴が提起されるまでの間、米軍が引き続き行う。

（公務以外の犯罪に対する第 1 次裁判権は日本にあるとされているが、これも事実上放棄されている）

第 18 条（請求権・民事裁判権） 公務中の米軍の行為により第三者に損害を与えた場合には、損害賠償額の 25% を日本が、75% をアメリカが負担する。

第 24 条（経費の分担） 在日米軍のすべての経費は、基地などの提供を除いて、日本に負担をかけないでアメリカが負担する。